

〔地区計画〕

## 理 由 書

清水町南部地区のうち、「工業地域」へ変更する箇所において、周辺市街地との調和や環境保全を目的に、工場等で危険性が大きいか又は著しく環境悪化の恐れがある建築物の立地と、危険物の貯蔵又は処理に供するものについて、政令で定めるもののうち、マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス以外の建築物の立地を制限する「地区計画」を指定する。